

資料 3

用語の説明

【あ行】

一般課程	専修学校には、高等課程、専門課程又は、一般課程を置くことが規定されている。一般課程は、入学資格、教育対象等を限定していない。(法第 125 条) 〔高等課程、専門課程、専修学校の項参照〕
1 年以上 居所不明者	1 年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊(簿冊に相当するもの(電子ファイル・データベース等であって 1 年以上居所不明者が抽出・検索できる仕組みになっているもの)を含む)に記載(記録)されている者。(昭和 32 年 2 月 25 日付、文初財第 83 号文部省初等中等教育局長通達「学齢簿および指導要録の取扱について」—(4)に基づく者)
1 年度間	4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日迄の期間をいう。
栄養教諭	子どもが、将来にわたって健康に生活していくよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせることが必要となっている。このため、食に関する指導(学校における食育)の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設され、平成 17 年度から施行された。

【か行】

外国人	日本の国籍を有しない者をいう。なお、日本と外国の両方の国籍を有する者は日本人とする。
各種学校	法第 134 条に規定する学校で、法第 1 条の規定に基づく学校及び法第 124 条の規定に基づく学校(専修学校)並びに他の法律に特別の規定のある学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う学校をいう。各種学校の基準の主なものとして、①修業期間は、1 年以上(簡易な課程は 3 カ月~1 年未満も可)、②授業時数は、修業期間が 1 年以上の場合、年間 680 時間以上(1 年未満の場合その修業期間に応じて授業時数を減じる)、③同時に授業を行う生徒数 40 人以下、④校舎は 115.70 m ² を下回ることができない等がある。(各種学校規程) 設置廃止の監督官庁は私立が都道府県知事、公立が都道府県の教育委員会である。(法第 134 条第 2 項)
学部	大学には、学部を置くことが常例とされている。(法第 85 条) 学部には通常の学部以外に、夜間学部又は通信教育学部を置くことができる。(法第 86 条) なお、学校基本調査(以下、本調査という)では、大学は文部科学省の直轄調査の対象であり、大阪府では調査を実施していない。[大学の項参照]
学科 (高等学校)	高等学校の学科、教科については文部科学省の高等学校設置基準に定められている。(法第 52 条) 普通教育を行う学科(普通科)、専門教育を行う学科(農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係)、普通教育及び専門教育を選択履修し、総合的な教育を行う学科(総合学科)等がある。(高等学校設置基準第 5 条、第 6 条)
学科 (短期大学)	短期大学には学部を置かず学科を置くとされている。学科には通常の学科以外に、夜間ににおいて授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。(法第 108 条) なお、本調査では、短期大学は文部科学省の直轄調査の対象である。
学校	「学校とは幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。」と規定されている。(法第 1 条) これ以外に、専修学校と各種学校がある。(法第 124 条、第 134 条)
学校医等	学校医、学校歯科医、学校薬剤師をいう。本調査では学校医として発令されている者で、同一人が内科、耳鼻科など複数の発令を受けている場合又は総合病院に委嘱している場合は 1 人として計上している。
学校栄養職員	学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員をいう。(給食法第 5 条の 3)

学校給食 調理従事員	学校栄養職員以外の学校給食の調理に従事する者をいう。
学級編制	小学校及び中学校の学級は同一学年の児童生徒で編制（「単式学級」）することとなっている。ただし、特別の事情のある場合は数学年の児童・生徒を一つの学級に編制（「複式学級」）することができる。（小学校設置基準第5条、中学校設置基準第5条） 本調査では、集計上「単式学級」、「複式学級」、「特別支援学級」に区分している。学級編制は、義務標準法に標準が定められており、都道府県教育委員会が定める基準に従って都道府県教育委員会の認可を受けて、学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。義務標準法では、小学校の1学級の児童数は、同学年の児童で編制する学級（「単式学級」）が40人、2つの学年で編制する学級（「複式学級」）が16人、法第81条に規定する特別支援学級が8人とされている。
帰国児童・生徒	海外勤務者等の子弟（児童・生徒）で引き続き1年を超える期間海外に在留した者のうち、平成25年4月1日～平成26年3月31日までの間に帰国した児童・生徒の数を調査日時点で在学している学年別に計上している。「海外勤務者等」とは、①日本国籍を有する者で海外の事業所、機関等に勤務又は研修を行うこと等を目的に日本を出国し、海外に在留していた者又は現在なお在留している者、②終戦前（昭和20年9月2日以前をいう）から外地に居住していた者で日本に帰国した者をいう。
寄宿舎	児童・生徒及び学生等が、親元を離れて集団・共同で起居をともにする学校附設の施設をいう。特別支援学校には、特別な場合を除き寄宿舎を設けなければならないとされている。（法第78条）また、寄宿舎には、児童、生徒又は、幼児の養育にあたる寄宿舎指導員（法第79条）、寮務主任及び舎監（指導教諭又は教諭を充てる）（規則第124条）を置かなければならない。
教員	学校には校長及び相当数の教員を置かなければならぬとされ、（法第7条、第129条、第134条第2項）資格に関して、教育職員免許法の規定によるものほか、監督庁（文部科学大臣）が定めている。初等中等教育では校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師の名称を用いている。この調査票中では、教員を「本務者」と「兼務者」に分けている。①本務・兼務は辞令面で区分をし、辞令面で区分できないときは、俸給を支給されている方へ、俸給が同額のときは、勤務時間が長い方に計上する。②本校と分校に勤務するものは、主として勤務する方へ計上する。③本務者の中には、休職者、産休者、育児休業者、産休代替者及び育児休業代替者を含む。④非常勤講師は兼務者とする。 また、市町村立高等学校定時制課程の市町村費支弁の者は教員に含める。
教頭	校長とともに法で定められた職名で、校長（副校長を置く学校にあっては校長及び副校長）の補佐権、校務整理権、代理・代行権をもつ。 (法第27条、第37条、第49条、第60条、第69条、第82条)
教諭	幼・小・中・高・中等教育学校及び特別支援学校に必ず置かなければならない「教育」、「保育」をつかさどる職員をいう。 (法第27条、第37条、第49条、第60条、第69条、第82条)
警備員その他	職員の分類の一つであり、学校警備員、寄宿舎指導員、ボイラー技師、実習補佐員、その他の職員をいう。
郊外校	市町村立学校で、設置市町村と学校所在市町村が異なる学校をいう。
講師	幼・小・中・高・中等教育学校及び特別支援学校で、「特別の事情があるとき」に教諭に代えて置くことができるほか、大学、高等専門学校では、「他の必要な職員」として置くことができる。講師の職務は小・中学校等では、教諭に準じる職務に従事するとされている。（法第27条、第37条、第49条、第60条、第69条、第82条、第92条、第120条第8項）
校長（園長）	学校には、必ず置かなければならない職。学校の代表責任者で校務をつかさどり、所属職員を監督する。なお、調査項目中、専修学校及び各種学校の校長は、教員数に含まれている。（法第7条、第27条、第37条、第49条、第60条、第69条、第82条、第129条、第134条）
高等課程	専修学校の課程の区分の一つで、中学校・中等教育学校前期課程若しくは、これに準ずる学校を卒業した者等が入学できる。（法第125条） 〔一般課程、専修学校、専門課程の項参照〕

高等学校	中学校・中等教育学校前期課程の卒業者等が入学資格を有する。中学校教育の成果を発展拡充させる等、一般的な教養を高め、専門的な技能を習熟させ広い教養と健全な批判力を養うことなどを目的としている。高等学校には、「全日制」、「定時制」及び「通信制」の課程を置くことができる。(法第 50 条～第 62 条)
高等専門学校	高等学校に入学資格のある者（中学校の卒業者等）に対し、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とした学校である。(法第 115 条) 卒業者は、大学に編入学ができる。(法第 122 条)
国費留学生	日本政府から奨学金を支給されている留学生をいう。 〔留学生の項、私費留学生の項照〕
国立学校	国が設置する学校をいう。ただし、現在は国が直接設置している学校はなく、国立の幼・小・中・高・中等教育学校及び特別支援学校は、原則として国立大学若しくは国立大学の学部又は国立短期大学に附属して設置されている。(国立大学法人法)

【さ行】

産業分類	日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）による分類で、産業の種類を体系的に区分したもの。各種統計調査の結果を産業別に表示する場合に用いられる。
	「第 1 次産業」 … A 農業・林業、B 渔業、 「第 2 次産業」 … C 鉱業・採石業・砂利採取業、D 建設業、E 製造業 「第 3 次産業」 … F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、 H 運輸業・郵便業、I 卸売業・小売業、J 金融業・保険業、 K 不動産業・物品賃貸業、L 学術研究、専門・技術サービス業、 M 宿泊業・飲食サービス業、N 生活関連サービス業・娯楽業、 O 教育・学習支援業、P 医療・福祉、Q 複合サービス事業、 R サービス業（他に分類されないもの）、 S 公務（他に分類されるものを除く）、T 分類不能の産業
指導教諭	教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。 (法第 27 条、第 37 条、第 49 条、第 60 条、第 69 条、第 82 条)
児童	学校教育法で児童とは、小学校と特別支援学校の小学部に就学している者をいう。
私費負担の職員	国立、公立の学校で校務に従事している本務職員で、給与の一部又は全部を P T A 等の私費負担で支給されている者及び市町村費と私費の両方から給与を支給されていて、地方公務員として発令されていない者をいう。 ただし、P T A、後援会専従の職員は除く。
私費留学生	自費で留学費用を貯っている者及び都道府県又はその者の国から奨学金を支給されている者をいう。
主幹教諭	校長（副校长を置く学校にあっては校長及び副校长）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに教育をつかさどる。 (法第 27 条、第 37 条、第 49 条、第 60 条、第 69 条、第 82 条)
修士課程	広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことが目的とされている。標準修業年限は 2 年。（大学院設置基準第 3 条）なお、博士課程前期は修士課程として扱われる。（大学院設置基準第 4 条） 学校基本調査では、修士課程及び博士前期課程（医・歯・獣医学関係以外の一貫制博士課程の 1 年次及び 2 年次の課程を含む。）を「修士課程」として集計している。
就職者	就職者とは、給料、賃金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就いた者のこと、自家自営業に就いたものを含めるが家事手伝い、臨時の仕事に就いた者は就職者としない。
就職者総数	就職しつつ高等学校等又は大学等に進学した者、就職しつつ専修学校（専門課程・高等課程）に進学した者、就職しつつ専修学校（一般課程）等に入学した者、就職しつつ公共職業能力開発施設等に入学した者、前記以外に就職した者、これら全てを合計した数。

卒業者に占める就職者の割合	卒業者総数に占める就職者総数の割合。
春期の入学者	専修学校の入学者のうち、入学時期が平成 26 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで入学した者をいう。ただし、入学後同年 5 月 1 日までに退学した者を除く。
職員	小・中学校には「職員」として校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならないとしている。(法第 37 条、第 49 条) 本調査では上記の職員を「教員」と「職員」に分けている。「職員」とは、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、用務員等をいう。調査票中「負担法による者(公立のみ)」とあるのは公立学校の職員で「市町村立学校職員給与負担法」による者をいう。従って、公立学校でも負担法によらない者は「その他の者」として計上している。また、国立・私立の学校では全て「その他の者」として計上している。
職業分類	日本標準職業分類(平成 21 年 12 月改定)による分類で個人が従事している仕事の種類を体系的に区分したもの。各種統計調査の結果を職業別に表示する場合に用いられる。 A 管理的職業従事者、B 専門的・技術的職業従事者、C 事務従事者、D 販売従事者、E サービス職業従事者、F 保安職業従事者、G 農林漁業従事者、H 生産工程従事者、I 輸送・機械運転従事者、J 建設・採掘従事者、K 運搬清掃等従事者、L 分類不能の職業 の 12 区分がある。
私立学校	一般的には、学校法人が設置する学校。(幼稚園は私人等も設置できる) なお、専修学校、各種学校においては、準学校法人、財団法人による設置もある。
進学者 (高等学校等)	中学校卒業者のうち高等学校等へ進学した者。「高等学校等」とは、高等学校(本科の全日制、定時制、通信制)、高等学校(別科)、中等教育学校後期課程(本科、別科)、高等専門学校、特別支援学校高等部(本科、別科)をいう。
進学者 (大学等)	高等学校卒業者のうち大学等へ進学した者。「大学等」とは大学(学部)、短期大学(本科)、大学、短期大学の通信教育部(正規の課程)、放送大学(全科履修生)、大学、短期大学(別科)、高等学校(専攻科)、特別支援学校高等部(専攻科)である。
進学率	卒業者総数に占める進学者の割合
新設校	平成 25 年 5 月 2 日から平成 26 年 5 月 1 日までに新たに設置された学校をいう。
生徒	生徒とは、中学校、高等学校等に在学している者をいう。
設置者別	学校の設置者は国、地方公共団体及び私立学校法第 3 条に規定する学校法人に限るとされている(法第 2 条)。「国立学校」とは、国の設置する学校、「公立学校」とは、地方公共団体の設置する学校、「私立学校」とは、学校法人の設置する学校(ただし、幼稚園、専修学校、各種学校の私立は学校法人立以外もある)をいう。 [私立学校の項参照]
専攻科	高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者等に対し、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、高等学校、特別支援学校高等部に設置できる。また、大学及び高等専門学校においても専攻科を設置することができる。 (法第 58 条、第 82 条、第 91 条、第 119 条)
専修学校	職業、実生活に必要な能力を育成し、教養の向上を図ることを目的としている。「高等課程」、「専門課程」、「一般課程」の 3 課程があり、高等課程を置く場合には高等専修学校、専門課程を置く場合には専門学校と称することができる。専修学校の基準として、①修業年限 1 年以上、②授業時間は年間 800 時間以上、③教育を受ける者が常時 40 人以上あり、その他、教育内容に応じた教員の資格、施設等の規定がある。専修学校制度は昭和 51 年より施行され、各種学校の一部が専修学校の認可を受けた。監督庁は、国又は都道府県が設置する学校を除き都道府県知事であり、公立の学校については、都道府県教育委員会である。 平成 24 年 4 月から単位制・通信制学科の設置が可能となった。 (法第 124 条、第 125 条、第 130 条、専修学校設置基準第 5 条)
専門課程	専修学校の課程の区分の一つで、高等学校・中等教育学校後期課程若しくはこれに準ずる学校を卒業した者等が入学する。(法第 125 条) [一般課程・高等課程・専修学校の項参照]

全日制課程	高等学校の課程の区分の一つで平日の昼間に授業を行う修業年限 3 年の課程を指す。 〔定時制課程・通信制高等学校の項参照〕
卒業者総数	卒業者総数とは平成 26 年 3 月卒業者(年度途中に卒業を認められた者も含む。)で、進学者、専修学校等に入学した者、公共職業能力開発施設等入学者、就職者、左記以外の者、不詳・死亡の者、これら全てを合計した数
【た行】	
大学	学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的・応用的能力を展開することを目的としている。大学には、「学部」を置くことを常例とし、夜間学部の設置、あるいは通信教育を行うことができる。修業年限は、4 年を基本とするが、医学部・歯学部などは 6 年としている。入学資格は高等学校卒業以上等である。(法第 83 条、第 84 条、第 85 条、第 86 条、第 87 条、第 90 条)
大学院	大学に置くことができるとされ、大学を卒業した者等に入学資格がある。学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめることを目的としている。 (法第 97 条、第 99 条、第 102 条)
大学院大学	教育研究の目的・内容の上から大学院独自の教育研究を展開することが有益な場合等に学部段階の組織を置かず、大学院を置く大学のこと。昭和 51 年の学校教育法の一部改正により制度化された。(法第 103 条)
短期大学	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実生活に必要な能力を育成することを主な目的としている。修業年限は、2 年又は 3 年とする。大学と相違して学部を置かず、学科を置くこととし、卒業者は大学に編入学できるとしている。(法第 108 条)
地方別	全国を 8 ブロックに区分している。 「北海道地方」……北海道 「東北地方」……青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島 「関東地方」……茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川 「中部地方」……新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知 「近畿地方」……三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山 「中国地方」……鳥取・島根・岡山・広島・山口 「四国地方」……徳島・香川・愛媛・高知 「九州沖縄地方」…福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄
中高一貫教育	同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、監督庁の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。(法第 71 条) 実施形態は、「併設型」と「連携型」がある。 「併設型」とは、同一の設置者による中学校と高等学校を継続する設置形態をいう。 「連携型」とは、既存の市町村の中学校と都道府県立の高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する形態をいう。
中等教育学校	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を、一貫して施すことを目的とする。(法第 63 条) 平成 10 年の学校教育法の一部改正により第 1 条の「学校」の規定に新たに設置が盛り込まれ、平成 11 年 4 月 1 日から施行された。修業年限は 6 年とする。また、課程は前期 3 年の前期課程及び後期 3 年の後期課程に区分される。
長期欠席者数	義務教育の学校(小・中学校及び特別支援学校の小学部、中学部)で、平成 25 年 3 月 31 日現在の在学者のうち、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間に連続又は断続して 30 日以上欠席した者を、5 月 1 日を基準に調査し計上している。数値は「年度間」で表現している。(26 年度は 25 年度間となる) <ol style="list-style-type: none"> ①「病気」……本人の心身の故障(けがを含む) ②「経済的理由」…家計が苦しくて教育費が出せない 児童・生徒が働いて家計を助けなければならぬ等 ③「不登校」……心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある者 学校生活上の影響、あそび、非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合等であるもの ④「その他」……保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心などの家庭の

事情、外国での長期滞在等、理由が前記に該当しない者

ただし、平成 25 年 4 月 1 日現在で 15 歳以上の者については 1 年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除外している。なお、児童相談所等他の教育的機関に通所したことにより校長が出席扱いとした場合も、その日数については欠席日数として含めている。

通信制高等学校

高等学校の教育に門戸を開く目的で、昭和 37 年に制定された修業年限 3 年以上の高等学校で、添削指導、面接指導、試験及び放送による指導等で教育をしている。

(法第 54 条、第 55 条、第 56 条)

学科に関すること以外については、高等学校設置基準の準用はされず、教員、事務職員の数、通信教育の方法、課程の規模、施設、設備等については高等学校通信教育規程に定められている。定時制課程又は他の通信制課程との定通併修制度、専修学校・各種学校等の技能教育施設との技能連携制度がある。

定員充足率

幼稚園の認可定員に対する在園者数の割合を表したもの〔幼稚園の項参照〕

定時制課程

高等学校の夜間、その他特別の時間または時期において授業を行う課程(法第 4 条)

法第 81 条に規定する特別支援学級である。

①知的障害者、②肢体不自由者、③身体虚弱者、④弱視者、⑤難聴者、⑥その他障害のある者のうち、特別支援学級において教育を行うことが適当な児童・生徒のために、小・中・高等学校・中等教育学校の各学校に設置される。

また、これ以外に疾病により療養中の児童、生徒に対して特別支援学級を設け、又は教員を派遣して教育を行うことができるとされている。

本調査では、「知的障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」「弱視」「難聴」「言語障害」「自閉症・情緒障害」の 7 つに区分している。

特別支援学校

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による、学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校をいう。(法第 72 条) 原則として小学部及び中学部を常置し、それ以外に幼稚部又は高等部（本科・別科・専攻科）を置くことができる。(法第 76 条) また、都道府県に設置義務がある。(法第 80 条)

なお、従前の盲学校・聾学校・養護学校は法改正により、平成 19 年 4 月 1 日から「特別支援学校」と改められた。

【な行】

入学志願者

高等学校、大学、短期大学において、募集に応じて願書を提出した者で附属の学校からの志願者も含めた数をいう。同一学校で、2 つ以上の課程、学科、学部等を志願した者については、実際に入学した課程、学科、学部等の入学志願者として計上し、いずれにも入学しなかった場合は第一志望の課程、学科、学部等の入学志願者として計上している。2 次募集志願者も含めて計上する。

入学者

5 月 1 日までに入学が決定した者。5 月 1 日までの補欠入学者、他校への転出者、他府県の入学選抜に合格した者で、4 月 1 日に入学を許可された者も含む。ただし、5 月 1 日までに入学を取り消された者、退学者、他校からの転入者は含まない。

【は行】

廃校（園）

平成 25 年 5 月 2 日から平成 26 年 5 月 1 日までに廃止された学校（園）。

本調査では、幼稚園の「修了者数」、小・中学校等の「長期欠席児童・生徒数」、中・高等学校・専修学校・各種学校等の「卒業者数」等、前年度間の数値を集計するものについては、廃止した学校（園）のデータを含んでいる。ただし、「帰国児童・生徒数」については、平成 26 年 5 月 1 日現在在籍者の再掲であることから含まない。

博士課程

専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的に設置される。標準修業年限は 5 年で、前期課程 2 年（修士課程として取り扱う）及び後期課程 3 年に区分し、又、区分しないものとされている。(大学院設置基準第 4 条)

学校基本調査では、博士後期課程（医・歯・獣医学関係以外の一貫制博士課程の 3 年次、4 年次及び 5 年次の課程を含む。）及び医・歯・獣医学関係の博士課程を「博士課程」として集計している。

複式学級	学級編制方式の一つで、複數学年の生徒等で構成されている学級。(小学校設置基準第5条、中学校設置基準第5条、義務標準法第3条) [学級編制の項参照]
副校長（副園長）	校長及び園長の補佐権、校務整理権、代理・代行権をもつ。 (法第27条、第37条、第49条、第60条、第69条、第82条)
負担法による者	公立学校の職員で「市町村立学校職員給与負担法」による者をいう。負担法では、市町村立の小・中学校・特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員（給食法第7条に規定する者のうち主幹教諭並びに栄養教諭以外の者）及び事務職員（それぞれ常勤の者に限る）の給料その他の給与は全額都道府県が負担することになっている。（負担法第1条）また、市（指定都市を除く）町村立高等学校で定時制課程のみを置くものの校長、定時制課程担当の副校長、教頭、主幹教諭並びに定時制課程の授業を担任する指導教諭、教諭、助教諭及び講師についても同様の定めがある。 (負担法第2条) なお、都道府県が負担した給与等は、義務教育費国庫負担法により、国が原則として3分の1負担することになっている。集計上、市町村支弁教員は教員数に含まず、職員数「その他の者」に集計される。また、職員数は「負担法による者」と「その他の者」に区分している。[教員の項参照]
分校	本校とは別個に認可された教育施設をいう。（規則第7条） 集計上は、分校も1校として集計している。[本校の項参照]
別科	簡易な程度において、特別の技能教育を行う修業年限1年以上の課程とされている。その入学資格は、高等学校別科は中学校卒業、大学別科は、高等学校卒業、若しくはこれと同等の学力があると認められた者とされている。特別支援学校にも高等学校の規定が準用されている。（法第58条、第82条、第91条）
本校	学校が分校を設置した場合、分校と区別するための呼び名 [分校の項参照]
本務者	学校の教職員について、調査上、本務者と兼務者とに区分している。本務、兼務の区別は、①辞令面、②辞令面で区別が出来ないときは、俸給の支給元あるいは金額の多寡、③俸給で区別できないときは勤務時間でもって行う。

【や行】

用務員	学校の職員で、学校の環境整備、その他の用務に従事する者で、技術職員等として発令されている者もすべて含める。[職員の項参照]
養護教諭	養護教諭は児童生徒の傷害、急病に対する応急処置や保健指導等を行う等、養護をつかさどる。（法第37条、第49条、第60条、第69条、第82条）
幼稚園	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした学校である。（法第22条、第26条）幼稚園の定員については都道府県で認可している。

【ら行】

留学生	留学生とは、日本に国籍がない者で日本の大学、大学院、短期大学に留学している者をいう。学生数は専攻科及び別科で学ぶ者並びに聴講生及び専科生等を含んでいる。
-----	------------------------------------------------------------------------------

【法令名略語】

- 法………学校教育法
- 令………学校教育法施行令
- 規則………学校教育法施行規則
- 給食法………学校給食法
- 負担法………市町村立学校職員給与負担法
- 義務標準法………公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律